第八十二条の二の見出し	地位
第八十二条の二	法第三十七条の七第一項
	第十五条の規定は、法第三十七条の七第一項
	に準用する
	は、様式第十の二の指定旧供給地点小売供給承継届出書に指定旧供給地点小売供給の相続があつたことを証する書類を添えて提出しなければならない
第八十三条の見出し	事業
第八十三条	指定旧供給地点小売供給
	事業休止（廃止）許可申請書
	指定旧供給地点小売供給休止（廃止）許可申請書
第八十三条第二号及び第三号	事業の
	指定旧供給区域等小売供給の
	次の書類（指定旧供給地点小売供給の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。）
第八十三条第二号	事業に
	指定旧供給区域等小売供給に
第八十四条	第十七条
	旧施行規則第十七条
第八十六条の二	法第三十七条の七第一項において準用する法第十七条第一項
	改正法附則第三十条第一項
	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
	同条第四項
	法第三十七条の七第一項において準用する同法第十七条第四項
第八十六条の二第一号	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
第八十六条の二第四号	法第三十七条の七第一項において準用する法第八条第一項
	改正法附則第二十九条第一項
	供給地点
	指定旧供給地点
第八十六条の二第十号	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款

第八十六条の三	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
第八十六条の三第二号	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
第八十六条の三第三号	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十四号。以下「経過措置省令」という。）第十二条第二号
	次に掲げる書類
	イ　旧簡易ガス料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号。以下「旧簡易ガス料金算定規則」という。）第十三条第一項に規定する事業者にあつては同令に基づき作成した同令様式第三第一表及び様式第二第四表の書類
	ロ　旧簡易ガス料金算定規則第十四条第一項に規定する事業者にあつては同令に基づき作成した同令様式第一、様式第二及び様式第三第二表の書類
	簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類
第八十六条の三第五号	簡易ガス事業
	指定旧供給地点小売供給
第八十六条の三の二	簡易ガス事業
	指定旧供給地点小売供給
第八十六条の三の三	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
第八十六条の三の三第二号	供給約款
	指定旧供給地点小売供給約款
第八十六条の三の三第三号	第八十五条第二号
	経過措置省令第十二条第二号
	簡易ガス料金算定規則第十七条に規定する書類
	旧簡易ガス料金算定規則に基づき作成した同令様式第四及び同令第十六条第一項に規定する現行供給約款料金の算定時の提出書類
第八十六条の三第四号	第八十五条第三号
	経過措置省令第十二条第三号
	旧簡易ガス料金算定規則に基づき作成した同令様式第二第四表、様式第四及び同令第十六条第一項に規定する現行供給約款料金の算定時の提出書類